

## 公立大学法人山梨県立大学大学院研究科長選考規程

(平成22年4月1日制定 法人第3205号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第32条第2項の規定に基づき、研究科長の選考及び任期について必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に研究科長の選考を行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出て、理事長が承認したとき。
- (3) 研究科長が欠けたとき。

2 前項の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の日の30日前までに、同項第2号及び3号の場合は、速やかに行うものとする。

(研究科長候補者の推薦)

第3条 理事長は、研究科委員会に対し、研究科長候補者の適任者を推薦するよう求めることができる。

2 前項の適任者の人数は、2名以内とする。

(決定)

第4条 理事長は、研究科委員会からの推薦を参考にして選考を行い、役員会の議を経て、研究科長を決定する。

(任期)

第5条 研究科長の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

2 研究科長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科長の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に研究科長の職にある者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、その者の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 令和6年4月1日に研究科長の職に就く者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、その者の任期(再任後の任期を除く。)に係る規定の適用については、第5条第1項の規定にかかわらず、同項中「2年」とあるのは「1年」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。